

- 令和 3 年 3 月制定の「中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、**令和 4 年 3 月に中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するための指針を策定**
- **今回、中小企業・小規模企業**（以下「中小企業等」という。）**を取り巻く社会・経済情勢の変化等を踏まえ、同指針の見直しを実施するもの**

指針（見直し(案)）の概要

- 1. 現状認識と基本的な考え方**（指針第 1 章の 1、3）
- (1) **本県の中小企業等は、企業数の99.9%、従業員数の91.3%と県内企業の大部分を占め、地域社会や県民生活を支える本県にとって欠かすことのできない重要な存在**
 - (2) 一方、少子高齢化の進展や人手不足の深刻化、原材料・エネルギーコストや人件費の上昇など、**中小企業等を取り巻く経営環境は、急速かつ大きく変化**
 - (3) こうした課題に対し、**「地域地域で県内中小企業等が、まずは事業を継続し、そのうえで成長が図られるよう、取り組む方向性を示すもの」として、指針を策定**
- 2. 施策の基本的方向**（指針第 1 章の 3）
- (1) **条例では、中小企業等を振興するための普遍的かつ一般的な 7 つの「基本方針」を規定**
 - (2) **指針では、この「基本方針」を念頭に、社会情勢や環境変化等に対応した具体的に取り組むべき方向性として、16の「施策の基本的方向」を規定** ※新たに⑤を追加
⇒ **この「施策の基本的方向」のもと、県としては、以下の施策を重点的に推進**
- 1** デジタル化、グリーン化、グローバル化といった新たな時代の潮流を先取りし、施策を強化

2 特に、「生産性の向上」の取組と「働き方改革の推進」の取組を一層強化し、両輪で推進

3 これらの取組を通じて、中小企業等の「稼ぐ力」を高めるとともに、女性・若者・外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりを進め、誰もがやりがいを持っていきいきと働ける企業へと成長を促す
- 3. 推進体制**（指針第 3 章の 3）
- **高知県中小企業・小規模企業振興審議会を毎年度開催し、指針に基づく県の施策の実施状況や成果、課題を検証**
※昨年度の審議会で、次の 3 つの**指針全体を貫く目標【大目標】**を設定済み
※主な業種においては、中目標(事業所、1 事業所当たりの付加価値額)を設定
- 1** 事業所数：(10年後=R13)30,800所 * 出発点(R3)33,064所

2 1 事業所当たりの付加価値額：(10年後=R12) 4,230万円 * 出発点(R3)3,466万円

3 条例認知度及び県の取組の満足度の向上

↓ *出発点(R5) 事業者調査：認知度17.5%、満足度22.1%

「令和7年度中小企業者版県政世論調査」により確認（資料3参照）
- 4. 次回の指針の見直し時期等**（指針第 1 章の 3 (2)）
- **指針に基づく施策を、令和10年 3 月まで実施したうえで、これを総括し、指針の見直しを行う。**なお、施策を検証する中で、指針の見直しが必要となる場合には柔軟に対応

16の「施策の基本的方向」（指針第 2 章）

条例第11条「施策の基本方針」	指針に規定する「基本的方向（見直し案）」
1. 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進すること	① <u>事業戦略や経営計画の策定・実行支援</u>
	② <u>デジタル技術等を活用した生産性向上の後押し</u>
	③ <u>新たな技術、製品・サービス等の開発の促進</u>
	④ <u>知的財産の活用及び産学官の連携の促進</u>
2. 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること	⑤ 円滑な価格転嫁に向けた環境整備 【追加】
	⑥ <u>創業・新たな事業の創出の促進</u>
	⑦ <u>円滑な事業承継の促進</u>
	⑧ <u>中小・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進</u>
3. 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること	⑨ <u>地産外商の強化</u>
4. 中小企業・小規模企業に対する資金供給の円滑化を図ること	⑩ <u>資金供給の円滑化</u>
5. 中小企業・小規模企業の人材の育成及び確保を図ること	⑪ <u>事業活動を担う人材の育成・確保の推進</u>
6. 中小企業・小規模企業の振興を通して、地域の活性化や地域の多様な資源の活用を促進すること	⑫ <u>働き方改革の推進</u>
	⑬ <u>地域商業機能の維持・発展を通じた地域の活性化の促進</u>
7. 中小企業・小規模企業の環境変化への適応の円滑化及び災害等への対応を促進すること	⑭ <u>地域の多様な資源と地場産業を活かした事業活動の促進</u>
	⑮ <u>脱炭素化などSDGs等の新しい課題への対応の促進</u>
	⑯ <u>自然災害や感染症への対応の促進</u>

（主な見直しの内容） ※詳細は、資料2- 2 参照。下記の()は当該資料の該当ページ

- 1. 県として具体的に取り組むべき方向性であることを踏まえ、県が主体となる記載に統一
- 2. **基本的方向⑤の追加**
 - ・物価高騰下で中小企業等が事業を維持・成長するためには、上昇する原材料費や労務費などを取引価格に適切に転嫁する必要
 - このため、**「円滑な価格転嫁に向けた環境整備」を基本方針に追加**（P7）
- 3. **本文の内容の充実**
 - ・方向②：様々な産業分野でデジタル技術の活用を促進する旨を追加（P6）
 - ・方向⑧：3月に新たに策定予定の「企業誘致戦略」の記載を追加（P9）
 - ・方向⑪：人材確保のために特に重要となるキャリア教育の記載を充実（P10）
 - ・方向⑫：働く方のニーズの多様化への対応やダイバーシティの推進など、働き方改革に取り組む必要性の記載を充実（P11）
 - ・方針⑬：商店街振興のみならず、地域商業機能の維持・発展に取り組む旨を追加（P11）
 - ・方針⑭：地域経済の好循環を生み出していくため、「地消地産」の記載を追加（P12） など